

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年10月8日開催 金融先物取引業協会〕

1. 金融行政方針について

- 金融行政方針を8月31日に公表したところであり、その大きな柱の1つは、コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しすることである。金融先物取引業者においては、金融仲介機能を最大限発揮し、事業者の経営改善・事業再生や個人の資産形成を支え、ポストコロナに向けた経済・社会の構築に貢献いただきたい。
- そのためには、各社が、取引に係るリスクを適切に管理し、経営基盤の強化を図ることが必要。

《FX会社のモニタリングについて》

- そこで、店頭FX会社に関しては、決済リスク管理態勢の強化のために導入された、①リスク情報の開示、②ストレステスト、③取引データ保存・報告制度について、各社の対応状況のモニタリングを継続してまいりたい。店頭FX会員各社におかれても、引き続き、決済リスク管理態勢の強化に向けた取組みを進めていただきたい。
- また、適切な勧誘など投資家保護のための取組みや、より良い金融商品・サービスの提供による経営基盤の強化という観点から、各社の顧客本位の業務運営への取組状況について、深度ある対話を中心にモニタリングを実施してまいりたい。
- FX業界は、コロナ禍の新しい働き方の推進等によって取引が増加し、昨年度の取引高は過去最高の約6200兆円に達するなど、市場規模が拡大しているが、スプレッド競争が激化し、各社の収益の確保が難しくなっている。投資家も、3月のトルコリラ急落など、大きな相場急変が発生する毎にポジションがロスカットされ、多くの資金が失われている。
- このような状況から、FX会社においては、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等に取り組み、顧客基盤と収益を確保し、持続可能なビジネスモデルを構築することが重要。

- FX会員各社においては、自社のビジネスモデルを踏まえ、顧客目線に立ったサービスの提供に積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

2. 適切なシステムリスク管理態勢の整備について

- 先日、クラウドサービス事業者におけるシステム障害により、一部の金融機関において、時価情報の配信に遅延が生じるとともに、システムにログインしづらい状況等が生じた。
- このようなクラウドサービスの利用を含め、外部委託にあたっては、委託に伴うリスクを十分把握した上で、外部委託を含む業務プロセス全体を実効的に管理し、業務の強靭性（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要。
- 仮に委託先で障害が発生した場合であっても、可能な限りサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステム等にも十分配慮した上で、サービス中断時における迅速な復旧や顧客の立場に立った対応など、適切なシステムリスク管理態勢の整備をお願いしたい。
- 加えて、取引、決済、入出金その他顧客利便等に影響のあるような障害の発生時において、原因発生分析や改善策の検討については、後日、しっかり行っていただく必要があるが、まずは、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても当局に第一報を迅速に行っていただくよう、加えて、障害発生・代替手段の周知などの顧客対応をしっかり行っていただくよう、改めてお願いしたい。

3. 書面・押印・対面手続の見直しについて

《書面・押印・対面手続を求める規制について》

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、

必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・施行したところ。

《金融庁電子申請・届出システムについて》

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁ウェブサイトに掲載しているので、是非システムの利用をお願いしたい。

※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁ウェブサイト公表済。

- また、システムの利用に当たっては、gBizIDのアカウントが必要であるため、各金融機関においては、gBizIDの取得をお願いしたい。

《民民の書面・押印・対面手続の見直し》

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、各金融機関におかれても、昨年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

4. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、昨年12月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しているところ、この場を借りて改めて、その普及への協力をお願いしたい。

5. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要。
- 金融庁においては、6月に貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセスFSAにおいて、赤澤副大臣（当時）からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくようお願いしたい。

6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの一定の評価を得た。しかしながら、金融機関等に対する監督の強化、金融機関等での取組強化に優先的に取り組むべきとされている。

- 当報告書を踏まえ、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表し、官民が連携してしっかりと対応していくこととしている。引き続き、金融庁マネロン・ガイドラインに則して、マネロン・テロ資金供与対策の高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF 対日審査報告書でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべきと明記されている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体の皆様と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて、広くご理解・ご協力を求める広報活動等を行う予定。

《マネロン等対策に関する半期フォローアップアンケートについて》

- マネロン等対策については、4月に、各金融機関にマネロン・ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させるため、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることを要請。
- 今般、各金融機関において進められているマネロン態勢の整備について、9月末時点での進捗状況を確認させていただくために、各金融機関にフォローアップアンケートを送付したところ。
- マネロン等対策は重要な課題であり、引き続き協力をお願いしたい。

7. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要。

○ 金融庁としても、引き続き、

- ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
- ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要。
- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しする

など、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

(以上)